

平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 G M O T E C H 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 明 人
 (コード番号：6026 東証マザーズ)
 問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 部 長 染 谷 康 弘
 TEL. 03-5489-6370

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 17 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 18 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会に、以下のとおり、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- ① 今後の事業展開に備えるため、当社定款第 3 条における事業の目的事項を追加するものであります。
- ② 迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第 48 条の変更を行うものであります。
- ③ 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、当社定款第 49 条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 条～第 2 条 (条文省略) (目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～13. (条文省略) (新設) <u>14. 前記各号に附帯する一切の事業</u>	第 1 条～第 2 条 (現行通り) (目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～13. (条文省略) <u>14. 情報通信並びにインターネット関連事業への投資</u> <u>15. 前記各号に附帯する一切の事業</u>

<p>第4条～第47条（条文省略）</p> <p>（<u>期末配当金</u>）</p> <p>第48条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p>（<u>中間配当金</u>）</p> <p>第49条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p>（<u>期末配当金等の除斥期間</u>）</p> <p>第50条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>第4条～第47条（現行通り）</p> <p>（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>）</p> <p>第48条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>（<u>剰余金の配当の基準日</u>）</p> <p>第49条 <u>当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（<u>配当金の除斥期間</u>）</p> <p>第50条 <u>配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>
--	--

3. 日程

定時株主総会開催日 平成27年3月18日(予定)
 定款変更の効力発生日 平成27年3月18日(予定)